

広島県告示第九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十二日

広島県知事 横田美香

一般社団法人広島県医師会	名称
広島市東区二葉の里三丁目二番三号	住所又は事務所の所在地
二九日 令和八年一月	指定をした日
広島県立広島がん高精度放射線治療センターを利用する者が納付する手数料	委託した公金事務に係る歳入等の内容（委託期間）